（法第二条第四号の財務省令で定める法人）

第二条　法第二条第四号の財務省令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一　一連の行為として、有価証券の発行又は資金の借入れにより得られる金銭をもって貸付債権等を取得し、当該貸付債権等の管理及び処分により得られる金銭をもって、当該有価証券の発行又は資金の借入れに係る債務の履行を専ら行うことを目的とする者（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。）

二　一連の行為として、有価証券の発行又は資金の借入れにより得られる金銭をもってクレジットデリバティブ取引を行い、当該クレジットデリバティブ取引により得られる金銭をもって、当該有価証券又は資金の借入れに係る債務の履行を専ら行うことを目的とする者

（法第十四条第一項の財務省令で定める金融機関その他の法人）

第三条　法第十四条第一項の財務省令で定める金融機関その他の法人は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる金融機関

イ　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行

ロ　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

ハ　信用金庫及び信用金庫連合会

ニ　信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）

ホ　労働金庫及び労働金庫連合会

ヘ　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合並びに都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会又は同項第十号の事業を行う全国の区域を地区とする農業協同組合連合会

ト　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会

チ　農林中央金庫

リ　保険会社

ヌ　株式会社商工組合中央金庫

ル　株式会社日本政策投資銀行

ヲ　地方公共団体金融機構

ワ　株式会社日本政策金融公庫

カ　外国金融機関等

二　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社（以下「債権回収会社」という。）及び外国の法令に準拠して外国において債権管理回収業に類似する業務を営む者（債権回収会社を除く。）

三　法第十二条第九項第三号に規定する金銭債権を譲渡した我が国の法人等又は出資外国法人等

四　次に掲げる要件を満たす法人

イ　農林漁業者の行う事業の振興に必要な長期資金を供給する者であること。

ロ　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）であること。

ハ　資本金の額が五億円以上であること。

五　次に掲げる要件を満たす法人

イ　中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金を供給する者であること。

ロ　貸金業者であること。

ハ　資本金の額が五億円以上であること。

（決算報告書等の閲覧期間）

第四条　法第二十七条第三項に規定する財務省令で定める期間は、五年間とする。

（予算の繰越し）

第五条　法第三十条第二項の規定により支出予算の繰越しについての財務大臣の承認を受けようとするときは、翌事業年度の四月三十日までに、繰越計算書を財務大臣に送付しなければならない。

2　前項の繰越計算書は、法第二十条第一項の規定により通知された支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　繰越しを必要とする経費の予算現額及び科目並びに繰越しを必要とする事由

二　前号の経費の予算現額のうち支払済みとなった額及び当該事業年度内に支払うべき額

三　第一号の経費の予算現額のうち翌事業年度に繰越しを必要とする額

四　第一号の経費の予算現額のうち不用となるべき額

3　第一項の繰越計算書には、参考となる書類を添付しなければならない。

（余裕金の運用方法）

第六条　法第三十六条第七号の財務省令で定める方法は、法第三十三条に規定する借入金のうち外貨資金の借入れ、令第十一条に規定する国外社債の発行又は外貨通貨を対価とする本邦通貨の売却により調達した資金に係る業務上の余裕金であって、外国政府の発行する有価証券で外国通貨をもって表示されるものとする。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○財務省令第十五号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十七条の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の会計に関する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

財務大臣　安住　淳

株式会社国際協力銀行の会計に関する省令

（目的）

第一条　この省令は、株式会社国際協力銀行法（以下「法」という。）の規定により委任された株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）の会計に関する事項その他の事項について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この省令において使用する用語は、法及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　財務諸表　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及びキャッシュ・フロー計算書をいう。

二　連結財務諸表　連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び連結キャッシュ・フロー計算書をいう。

三　附属明細書　財務諸表（キャッシュ・フロー計算書を除く。）に係る附属明細書をいう。

（遵守義務）

第三条　会社は、この省令の定めるところにより、その会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、財務大臣の承認を受けて、この省令の定めるところと異なる整理をすることができる。

（会計原則）

第四条　会社は、次に掲げる基準に従ってその会計を処理しなければならない。

一　経営成績及び財政状態について、真実な内容を表示すること。

二　すべての取引について、正規の簿記の原則に従い、正確な会計帳簿を作成すること。

三　経営及び財政の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。

四　会計方針を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

五　その他一般に公正妥当と認められる会計の原則に従うこと。